

町民の皆様へ

官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件に係る 職員の処分について

平成31年2月15日に執行された、竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務の指名競争入札において、本町総務課の職員が非公開情報である予定価格を漏洩したとして、官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害容疑で、逮捕・起訴されるという事態に至ったことは誠に遺憾であり、町民の皆様にご心配をおかけし、町政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

本事件が発生した原因としまして、第三者委員会である竜王町官製談合事件検証会議における検証結果では、職員の公務員としての倫理意識の欠如に加え、事件の発生を未然に防ぐことができなかった現行の入札制度、事務処理方法および組織体制にも問題点があるをご指摘をいただきました。

つきましては、本事件の発生に伴う責任を果たすため、次のとおり特別職（町長、副町長）の自戒措置および関係職員の処分を行います。

1 特別職の自戒措置（令和3年竜王町議会第1回定例会上程、可決）

- ・町長 令和3年4月分給料の100分の50を減額
- ・副町長 令和3年4月分給料の100分の30を減額

2 本事件発生当時の関係職員の処分（令和3年3月25日付）

- ・総務課長 文書訓告（理由：管理監督・指導責任不十分）
- ・総務課課長補佐 口頭訓告（理由：同上）
- ・総務課総務係長 文書訓告（理由：同上）

特別職の自戒措置は、本事件の発生を防止できなかったことに対する責任、組織の長としての管理、総合的な業務運営責任、結果責任でもあり、また、綱紀粛正と再発防止の強い決意を示すものです。

今後は、検証会議の意見を最大限に尊重した再発防止策の策定を行い、私をはじめ、全職員が公務員としての高い意識をもって業務に取り組み、町民の皆様への信頼回復に全力で努めてまいりますので、町政運営に対しまして、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月25日

竜王町長 西田 秀治